

政令第 号

浄化槽法施行令の一部を改正する政令

内閣は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

浄化槽法施行令（平成十三年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「二万二千五百円」を「三万千七百円」に改め、同項第六号中「二万二百円」を「二万三千六百円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。